



監査結果に対する措置の公表について

平成28年度第1回定期監査並びに平成28年度指定管理者監査の結果報告
に対して講じた措置として、平成29年3月1日付（28東経行発第22号か
ら23号）で、東村山市長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治
法第199条第12項の規定により公表いたします。

平成29年3月2日

東村山市監査委員	飯	田	武	夫
同	赤	木	盛	一
同	駒	崎	高	行



28東経行発第23号

平成29年3月1日

東村山市監査委員 飯田武夫様
東村山市監査委員 赤木盛一様
東村山市監査委員 駒崎高行様

東村山市長 渡部 尚

平成28年度指定管理者監査の結果に基づき講じた措置（通知）

平成28年12月15日付28東監発第32号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 措置内容
別紙のとおり

以上

年 度	監査の種別
平成 28 年度	<input type="checkbox"/> 定期監査（第 回） <input type="checkbox"/> 財政援助団体等監査 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者監査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

部 課	指摘事項	講じた措置内容
健康福祉部 地域福祉推進課	<p>1-1 基本協定書第 22 条事業報告書について</p> <p>基本協定書第 22 条に基づく月次報告書（業務報告）に、管理経費の収支状況の記載がない。</p> <p>所管課は、施設の収支状況や事業運営状況を常に確認し、指定管理者と共に適切に施設管理・運営がなされるように取り組む必要がある。</p> <p>指定管理者制度検討会報告書「制度導入に関する基本的な考え方」に基づき月次報告書を定められたい。</p> <p>1-2 備品及び郵券の管理について</p> <p>基本協定書第 15 条に基づく備品に、備品番号や備品ラベルが旧式のもの等が見受けられた。</p> <p>また、郵券については年間使用数以上の郵券を保有し、受払簿の一部に不正確な記載が見受けられた。</p> <p>今回の監査を備品及び郵券の管理を整理する機会ととらえ、物品管理規則及び公金管理マニュアルに基づき適切に管理されたい。</p>	<p>1-1 平成 27 年度に指定管理者モニタリングにより指摘を受け、四半期ごとに報告書を提出するよう指摘を受け、平成 28 年度より現在の様式を使用し、四半期ごとの報告を受けていた。今回の監査指摘を受け、再度、指定管理者と協議し、平成 29 年度より月次で報告書を提出させることとした。併せて、歳入の記載がなかったことから新たに歳入額の欄を設けた。</p> <p>1-2 備品ラベルについて、旧式のものや経年劣化によりはがれてしまっていたものがあつたため、監査指摘後、市（地域福祉推進課、障害支援課）及び指定管理者で調整し、新たに備品シールを添付した。</p> <p>郵券受払簿については、監査指摘後、使用枚数を確認し、適正な記載に訂正した。また、郵券の保有については、年間使用数に加え、緊急的使用する必要性が生じた場合を考慮し、保有数を決めるよう指導し、平成 29 年度より対応することとした。</p>